



シェイクハンド

第22号
H20.1

～静岡県訪問看護ステーション協議会便り～

なやみは半分、よろこび倍増

さあ みんなで手をつなごう!!

新年のあいさつ

新年あけまして
おめでとうございます。



会長 佐藤 登美



明けましておめでとうございます。

さて、現在進行中の各都道府県での医療計画の見通し（3月公示）はすでに終盤を迎え、このなかで在宅医療・訪問看護サービスの充実が特に重要であり、人材の確保、サービス技術の向上、運営の適正化などが焦眉の課題です。いずれも一朝一夕には達成が難しいところですが、訪問看護ステーション協議会としては、利用者（地域住民）の立場に立って、会員相互の情報交換と連携を密にしながら共通認識を基盤に、課題達成に向けて一步でも行動を起こすことが大切だと思います。頑張っていきましょう。

副会長 篠原 彰



新年明けましておめでとうございます。平成23年度末までに進められる療養病床の削減は、多くの医療難民、介護難民を生み出すことが予測され、その受け皿としての在宅医療の推進は喫緊の課題となっています。こうした状況を踏まえ、本協議会としても本年度は訪問看護事業の一層の推進に励むことが、課せられた大きな使命であると思います。

副会長 上野 桂子



あけましておめでとうございます。在宅療養者が、住みなれた地域で安心して暮らすためには、訪問看護は必須と各方面より期待されています。現場の抱える諸問題は山積みですが、協議会と会員の皆様の力を結集し訪問看護事業のためにがんばる所存でございます。



福祉用具紹介

その1 一車いす一

株式会社 ヤマシタコーポレーション 沼津営業所 飯田 和正

今回は福祉用具の中でも代表的な車いすを紹介します。皆様が初めて車いすを見たのはいつ、どこでしょうか。おそらく病院・高齢者施設や公共施設の玄関口にあった車いすではないでしょうか。日本の車いすが、最も普及したのはいつ頃かご存知でしょうか？東京オリンピック・パラリンピック東京大会の前後に、(1964年) アメリカから輸入された車いすを参考にして作られたと言われていています。座面の面積は40×40cm。座面の高さは、45cmとなっています。このサイズでは、170～175cm位の人向きで、日本人の体格に合うはずがないのです。標準型の車いすは姿勢保持としての機能が低く、移手段の為の車いすに過ぎません。では車いすに求められる機能として、どのようなことがあげられるのでしょうか。以下の3点があげられます。

- ①長時間座り続けても不快感がないこと。
- ②操作がしやすく、移動が楽なこと。
- ③ベッドやポータブルトイレ等に移乗がしやすいこと。

また、座位保持困難な高齢者の場合にはリクライニング機能やティルト機能の付いた車いすが必要となってきます。更に床ずれ防止、座位保持の為には、車いす用クッションの選定も必要です。病院等の車いすでシートに、たわみがある車いすを見かけた事はないでしょうか？車いすの座面や背もたれは、一般的にビニールレザー貼り・布貼りとなっています。そのまま長時間座った場合、次のような症状が出てきてしまいます。

- ①体重がかかった場所のみが沈んでしまい、お尻が痛くなる。
- ②正しい姿勢で座る事が困難になり、背中が曲がってしまいます。

このような症状を少しでも解消する為に、ソリッドシートと呼ばれるものがあります。ソリッドシートは、厚さ5mm程。材質はりんごの木で出来ている板です。りんごの木は硬い為、これを車いす用クッションの下に入れる事により、シートのたわみを解消し姿勢保持力が向上します。また、車いす用クッションの効果が上昇し、安定・快適性が向上します。価格は3,500円程です。是非試してみてくださいはいかがでしょうか。(弊社「せいかつサポートカタログV01・9」98ページ掲載)

次に車いすの選び方を考えます。実際に車いすを利用しようとする際に確認しなければならないことは主に以下の3点です。

- ①使用目的
- ②使用する生活環境
- ③利用者の身体状態



以上のことを踏まえ車いすを選定しますが、私たち福祉用具専門相談員だけで決めるものではありません。私たち福祉用具専門相談員は福祉用具のプロであることを自認しております。しかし、私たちは様々な職種の専門家と連携をとりながら車いすを決めたいと考えております。シーティングという言葉聞いたことがあるかと思います。日本語訳では、座位保持と言います。車いすや座位保持装置を駆使して長時間快適に座って頂く技術です。シーティングはチームで行います。本人、介護者、訪問看護師、医師、リハビリテーションの専門家である理学療法士、作業療法士を交え、各々の立場で意見を出し合い、利用者に適した福祉用具を提供したいと考えております。車いすに限ったことではありませんが、何のために福祉用具が必要なのかという位置づけを明確にする為、今後は福祉用具の個別援助計画が必要になってくるのではないかと思います。

人は何らかの障害により歩くことが困難になると、どうしても自宅に閉じこもりがちになり、生活への前向きな意欲も失われやすいと思います。しかし、車いすを利用することにより、それほど負担無く外出が可能になれば、以前の生活の質を取り戻すことができます。様々な場面で、その人らしい生活の実現に役立つのが福祉用具だと思います。

今回は、床ずれ予防具をご紹介します。よろしくお願ひ致します。





よきやま話

訪問看護ステーションしずおか 杉山 恵子

私が訪問看護を始めたのは昭和63年でまだ介護保険という言葉さえ生れていない時でした。その当時静岡市医師会会長であった松浦徳久先生が静岡市在宅医療充実の一環として訪問看護事業を新たに起され、私の恩師である原田清香さんが所長とし就任。専業主婦の私にも声を掛けて下さり、その当時県看護協会主催で行われていた潜在看護師掘り起こし事業の訪問看護研修を受講してのスタートでした。その当時は訪問看護の報酬制度はありませんでしたので静岡市の委託金で賄う、利用者さんにとっては無料の活動でした。その後老人保健法、健康保険法等に依る報酬制度が出来、平成12年には介護保険制度導入と、看護に対しての報酬が確立していきました。誘われるままにこの世界に入った私でしたが、大きく変わる社会福祉制度の流れの中で利用者さんと接していて不十分と思える制度が国の中で検討され一つ一つ改善されて行く、大げさに言えば私達現場と中央が一体である事も実感できたやりがいのある時間でもありました。

20年の歳月の中で多くの方との出会いと別れがありました。その月日の中には多くの思い出があります。福祉用具の種類も少なく十分に手に入らなかったとき、私達はその時々で利用者さんの希望を叶える努力をしました。たとえばHさん、糖尿病、脳梗塞後遺症による片麻痺、壊疽による下肢切断と何度も辛い思いを繰り返し自宅で療養されていました。自宅浴槽での入浴が希望でしたが今のように便利なものはありません。シャワーチェアの代わりに、キャスター付きの事務椅子に足置き用の板を貼り浴室まで移動。浴槽内には、自宅にあった踏み台

に風呂マットを貼り、浮いて来ないように、孫息子が使い古した鉄アレーを結び付けました。可動式の手すりは、介助に入る看護師の太くて丈夫な大腿部に巻きつけた腰ひもでした。冬の寒い日、彼女はことのほかこの入浴を好まれ、何時までも上がるといってくれず、私が先にのぼせてしまいそうになったのも楽しい思い出です。結婚後すぐに夫を戦地に送り、農家の嫁として働き続け、病に倒れ口惜しい事も多かった筈なのに、いつも穏やかな目をしていました。車椅子散歩をしていたとき「飛ぶ虫より這う虫」と彼女が教えてくれました。人と比べず地道に自分の道を実実に歩みなさいと言われた気がしました。そんな彼女も最期の時が来て、家族から着せる着物を一緒に見てくださいと言われ、箆筒を見せて頂くと仕付けのついた着物が目にとまりました。何処に着ていくつもりなの着物だったのでしょか？それを着て、ご主人の元に旅立っていられました。頬に指した紅のせいもあってか、より一層穏やかな顔になっていました。「飛ぶ虫より這う虫」この言葉を訓えてくれたHさんから、強くて優しく逞しい日本女性の美しさをたくさん教わりました。

厳しい世の中になったとはいえ、今の日本はまだまだ物が満ち溢れ豊かな国だと思えるのに、些細な事で不平不満を言い我慢の出来なくなっている私達は、あらためて彼女達の努力の上に成り立った豊かさに感謝し、彼女達の生き様から多くのことを学び、次の世代に受け継いでゆく使命のある事を思い起こし、訪問看護の現場から啓発していきたいと思っています。





ステーション紹介

西部 袋井市訪問看護ステーション

大澤 三枝

袋井市訪問看護ステーションです。東海道宿場町のど真ん中に位置する袋井市に、平成7年袋井市立袋井市民病院訪問看護室として併設されましたが、介護保険法開始と共に、平成11年10月ステーションとして再出発しました。当初から所長は病院管理課課長が兼務し、看護師4名、事務員1名で運営されていましたが、平成18年度より事務員を削減し、管理者が事務一切を兼務しております。

利用者数は、設立当初よりほとんど変動無く50～55名、稼働件数は月平均250～300件（1日平均14件）活動範囲は当市と近隣市町ですが、所要時間最長片道30分で15分以上

要するところが多く、しかも今年に入り看護師1名が退職し、補充のないまま上記の件数を訪問しているため「毎日走り回っている」現状です。

入院期間短縮化により在宅療養者の医療ニーズも高くなり、より質の高い在宅看護を要



今回は訪問看護ステーション細江さんです。

求される昨今です。幸いにも事務所が院内に置かれているため講演会・研修会等院内で実施する行事に参加でき、最新の情報を得ると共に経費削減にも効果的です。また退院前訪問や退院前担当者会議も容易で、入院から在宅療養への連携は取りやすい事が、有利な点かと思えます。

近年の医療改革や地方財政難による、公営事業の縮小・民営化が検討される不安定な状況の中ですが、スタッフ全員『地域の在宅療養者とその家族の健康生活を支援し、その人らしさを維持・増進させる為の看護』を目指して日々努力しています。

中部 訪問看護ステーション花

渡部 晴子

当ステーションは、駿河湾に面した大浜海岸の通称150号線久能街道と大浜街道が交わる位置にあり、医療法人社団宏整会を母体とし、松生整形外科医院、老健施設・サンライズ大浜、通所リハビリ、ケアプランステーションがあります。それぞれが、個性豊かなサービスの提供が出来るように頑張っています。

最近の医療制度改革により、これからの医療提供

体制のあり方に、在宅医療の重要性が益々大きくなってきました。医療機関から在宅へ切れ目のない医療提供の為に地域連携クリティカルパスの活用推進と、入院期間を短縮し退院後に十分な支援を受けられるため訪問看護の役割が重要になってきました。

訪問看護ステーション花は、生活に寄り添う看護・



医療の専門家が身近にいる安心・地域密着での機動力を発揮・終末期を支える看護の力をモットーとし、在宅で、自分らしく生きる為のお手伝いをさせていただきます。

今回は、訪問看護ステーション萩さんです。



東部 訪問看護ステーションケアメイト

杉山 美千子

訪問看護ステーションケアメイトです。当ステーションは消化器病を中心とした地域密着型の川村病院を母体とし、平成11年に設立され今年で9年目をむかえます。白く雪化粧した富士山を眺めながら、毎日元気に訪問に出掛けています。



母体の川村病院や、がんセンターからターミナル期の方の依頼が常にあり、また富士市最高齢の107歳の方をはじめ、高齢者の方、難病の方等利用者様65名です。スタッフは看護師6名、事務員1名の構成で、24時間連絡体制をとり、緊急時もすぐにつけられるようにしています。母体の病院とは常に報告、連絡が取れ、入院体制もスムーズにできます。また、開業医の先生方や地域病院へも、電話やFAX等で連絡を常にとり、連携をはかっています。同じように、地域のケアマネージャーさん、訪問ヘルパーさん、訪問入浴さん達とも連絡ノートや電話、

FAX等を活用し、連携をはかっています。

訪問時に利用者様の一人一人がとてもいい顔を見せてくれ、自分の家で安心して過ごせることが幸せなんだなあと、つくづく感じます。そんな利用者様や御家族を、ケアメイト

トは暖かく見守り、精一杯応援していこうと思っています。

また今年は看護学生の在宅実習を受け、私達スタッフも初心にもどり訪問看護の姿勢をふり返ることができました。

これからも、元気に明るく、訪問看護を提供していきたいと考えています。

今回は富士市訪問看護ステーションさんです。



西部支部研修報告

西部支部研修委員 山本昌代

- 1 テーマ 「訪問看護でがんばるあなたへ」
- 2 講師 日本訪問看護振興財団
がん看護専門看護師 角田直枝 様
- 3 開催日 平成19年10月13日(土)
- 4 会場 浜松市歯の健康センター 講座指導室

訪問看護ステーションの看護師は、日々、一人で訪問看護に出かけ、毎日が慌しく過ぎていきます。今回は、研修会のサブテーマを「訪問看護の面白さ・醍醐味」とし、日頃の看護を振り返り、新たな気持ちで訪問看護に従事でき、また、職場で簡単にできる事例検討もできるような研修会を企画しました。秋の土曜日で他の研修会や地域の行事が重なる中、17ステーションから38人の参加がありました。

講義の「病院の看護と訪問看護の違い」「訪問看護で養われる力：コミュニケーションとフィジカルアセスメント」「大切なのはOJT」の話は、皆思い当たることも多くうなづくことが何度もあり、講師ご自身の経験からあふれ出てくる訪問看護へのアツ〜イ思いを共有することができました。

事例検討は、『合言葉は「この事例から学ぼう」』とし、同じ失敗を二度と繰り返さないために、講師提案の簡単で効果的な事例検討を、参加者提供事例を基に実践しました。「3人、30分の時間制限、記録に残す」という事例検討を週1回する積み重ねが力量形成に役立つと説明がありました。

アンケート結果で参考度は5段階評価で平均4.82点と高い評価で、参考点は、「“よい看護師になる道は訪問看護”という言葉は嬉しいエール」「本当に訪問看護師として誇りを持っていることが分かった」「日々の仕事が成長につなげられる事を実感」「改めて自分を振り返ることができ、今後働く上で視点が変わった」「訪問看護はやっぱ楽しいというのを実



感」「訪問看護の楽しさが分からなかったが、もう少しがんばってみる気になった」「事例検討の効果的な方法が実践できた」「30分の事例検討実践してみます」等、訪問看護への自己肯定感が高められ自己研鑽やOJTなど研修意欲向上につながる意見が多くありました。また、「日頃の意見交換会をして頂けるとパワーになる。一人で現場で頑張っていると不安になることもある」という意見もありました。

研修参加動機は「テーマに興味」98.9%、「講師に興味」28.6%で、訪問看護の醍醐味を再発見してもらおうというテーマは関心の高いテーマだったことが伺えました。

訪問看護ステーションは平成4年に老人保健法による指定老人訪問看護事業として初めて制度化され15年が経過しました。ステーション数は介護保険法を境に増加しましたが、ステーションの規模は大小様々で、事例検討や他ステーションと情報交換をする機会はまだまだ少ないのが現状です。この研修がOJTや自己啓発のヒントとして役立つことができれば幸いです。また、西部支部では昨年度より支部交流会を年1回開催（今年は8月）し情報交換をしています。支部交流会へのご参加もお待ちしています。





全体研修会報告

西部支部長 宗 由紀子

- ＜テーマ＞ 訪問看護におけるリスクマネジメント
＜講師＞ 弁護士 高村 浩
＜開催日＞ 平成19年11月10日(土) 13:30～16:30
＜会場＞ 静岡県看護協会 第1研修室

リスクマネジメントの考えについては、私達訪問看護に関わっている者にとっては、常に必要不可欠なものであると思います。今回リスクマネジメントを1. リスクマネジメント2. トータルリスクマネジメント3. 訪問看護事業者におけるリスクについての順で講義をしていただきました。その中でも法的リスクに関わる問題を中心に「介護保険制度の下での訪問看護をめぐる法律関係」を整理した上で、苦情や事故の問題を検討しました。訪問看護の指定基準は、指定居宅サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準と指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準と指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準です。その中でも、私たちが常に身近で利用者に説明している重要事項説明が指定基準に明記されています。私達は法律について、学ぶ機会も少なく、理解しづらい領域でもあります。講師の先生も、細かく講義していると、1事例の問題でも大学での1年分の内容であるとのこと、今回の講義で重要事項説明の奥にかくされた法律上の解釈を真剣に学ぶ必要を感じました。重要事項説明は、最低の基準であり、より明確にするために契約書を作成する必要性があるとのことでした。私達は、重要事項で説明し

ている、利用料金の各種加算のことなど、十分に理解し説明し利用者に同意を得ているのでしょうか。緊急時加算・特別管理加算があるということは、それに応じたリスクを引き受けているということです。リスクマネジメント上も報酬基準を遵守することが最低限求められている、と考えるとのことでした。重要事項が分かりにくければ、お互いの理解の違いからクレームに繋がる可能性もあります。このことより、重要説明事項を深く読みこなし、利用者にわかりやすい重要事項に変更し、毎年、更新することの重要性を認識しました。

リスクマネジメントとは、データを収集・分析→予測→回避→不利益が発生しても損害の最小化・二次紛争の防止に努めることであり、そのためには、日頃より利用者のケアマネジメントをしっかりと行うことアセスメント→ケアカンファレンス→ケアプラン→ケア→モニタリング→アセスメントの循環を繰り返していくことです。

利用者・家族との良好な人間関係をつくることそれは、日々、たとえ短時間でもカンファレンスを行いチームが利用者・家族の目標に向かうことがリスクマネジメントにつながっているのだということを感じました。





第2回全体研修会アンケート結果

参加者

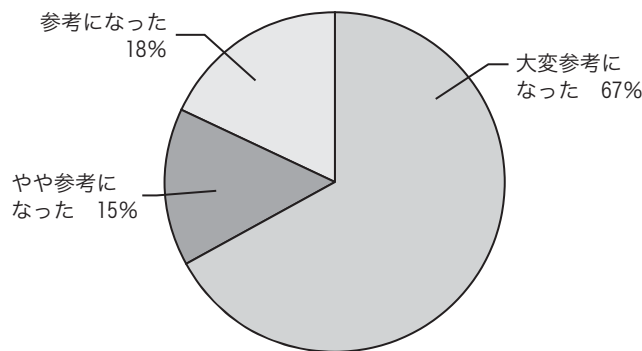
看護職経験年数

	人数	%
10年未満	1	1.6
10～14年	9	14.8
15～19年	7	11.5
20～24年	22	36.1
25～29年	14	23
30年以上	8	13
計	61	

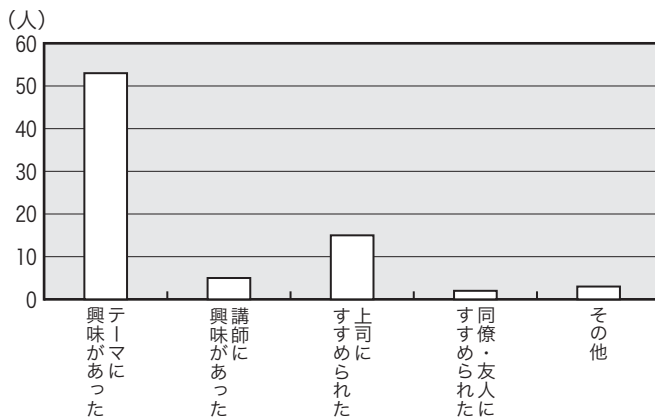
訪問看護経験年数

	人数	%
1年未満	3	4.9
1～2年	6	9.8
3～4年	9	14.8
5～9年	24	39.3
10年以上	19	31.2
計	61	

受講内容について



参加理由



〈参考になったところ〉

- ・記録の重要性、事実に着目すること、事実と評価を区別すること。
- ・管理者でないので法や基準にふれなかったが、講義を聞いて、自分が甘かったと実感した。
- ・何事にも説明をしっかりとしなくては駄目ということ
- ・同意を得る説明が大切だと思った。
- ・法に則った仕事であると再認識、記録の重要性を再認識。
- ・普段の業務の中でリスクマネジメントを意識することが大事だと思った。
- ・指定基準を事業所で再度見直す必要を感じた。今後常に考えて、記録等注意する必要を感じた。法律の専門家から、今まで気づけなかった見方を教えてもらった。
- ・記録の必要性がよくわかった。言葉一つでトラブルが起きることも。気をつけなければ。
- ・データ収集から予測し回避する。色々なパターンをより集めて分析しなければいけないと思った。
- ・苦情事例、訴訟事例で、予見、回避が必要で、業務が煩雑になると事故がおこりやすいので、確認作業を怠らないよう、日々の業務の見直しをしようと思う。
- ・言葉遣いや説明不足でトラブルになることがある。充分注意をする必要を感じた。
- ・事例を通してありがちなケースも多く、注意していきたい。
- ・日頃の対応の中で、トラブルになりそうな点、説明不足の点などがわかった。具体的なトラブルも参考になった。
- ・法に則り仕事をしているので、法を学ぶ必要がある。今の事務所はどうか振り返る機会になった。
- ・実際訪問看護を行っていて法的なことが多く、関わっていることの重要性を実感した。

編集後記



HAPPY THU YEAR
チヨ

今年も
よろしくお祈りします

シェイクハンドNo.22

2008年1月発行

発行所 静岡県訪問看護ステーション協議会

静岡市駿河区南町14-25

Tel 054-202-1752

Fax 054-202-1753

e-mail sizuokahoumonst@tokai.or.jp

発行人 佐藤 登美

編集者 中根 民与(森町訪問看護ステーション)西部

尾田優美子(訪問看護ステーション高丘)西部

小田 敏子(訪問看護ステーションマザー)中部

手老美智子(訪問看護ステーションなかいず)東部